

平成19年6月25日

文化庁長官
青木 保 殿

著作権問題を考える創作者団体協議会
議長 三田 誠 広
(社団法人日本文藝家協会副理事長)

著作権の保護期間の戦時加算問題の 早期解決に向けて（要望）

日頃は著作権問題に関して、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

当協議会は、著作権保護期間の延長と併せて標記戦時加算の廃止を目指して活動しております。

このたび、著作権協会世界連合（CISAC）は、本年6月1日ブリュッセルで総会を開催し、日本にのみ課せられている戦時加算について、加盟団体が会員にこの権利を行使しないよう働きかけることを要請する決議を満場一致で採択しました。

この決議は、当協議会を構成する、日本のCISAC加盟団体からの要請に応えて採択されたものであり、長年の課題であった戦時加算の廃止に向けて、このような民間団体による国際的合意が得られたことは極めて意義深いことと考えます。

つきましては、この決議に対して何卒ご理解をいただき、戦時加算問題の早期解決に向けて特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

<戦時加算とは>

戦時加算とは、太平洋戦争中においてわが国が連合国（アメリカなど15ヶ国）の著作権を保護していなかったとの理由により、1952年に調印されたサンフランシスコ平和条約により、連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間に約10年加算して保護しなければならないとする条約上の義務です。

なお、ドイツやイタリアはこのような義務を課されていない上、戦争下において著作権が保護されていなかったとする事情は、交戦国双方に共通のものであるはずですが、この戦時加算はわが国のみに一方向的に課せられているものです。